みどり青申

第105号

一般社団法人
みどり青色申告会
会長　津　本　晃
〒227-0064　横浜市青葉区田奈町13-17
ＴＥＬ　045-989-5011
ＦＡＸ　045-989-5022
予約TEL　050-3719-5607
e-mail：midori-aoiro@nifty.com
ホームページ：‘みどり青色’で検索
予約サイト
編集　広報委員会

令和8年5月に
新事務所(青葉台)へ移転いたします

新事務所移転スケジュール

現事務所(田奈)での業務	閉所期間(移転作業のため電話・来所等の対応休止)	新事務所(青葉台)での業務開始
令和8年 **4月30日(木)まで**	**5月1日(金)～11日(月)**	**5月12日(火)より**

　このたび、みどり青色申告会の事務所(田奈)につきまして、令和7年9月、賃貸人である東急株式会社より、「耐震診断の結果、建物が現行基準に達しておらず、大地震時にコンクリートブロック壁が破損または転倒する危険性があるため、現契約(令和9年3月まで)をもって契約を終了する」旨の通達を受けました。

　これを受け、役員会などで検討・協議のうえ、会員皆様の安全性および利便性を総合的に考慮し、急遽ではございますが事務所移転を決定いたしました。

　なお、今回の移転は、令和8年4月に実施する会費改定とは直接の関係はございません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

新事務所案内

〒227-0062 横浜市青葉区青葉台2-6-1 ケンシュウ第6ビル5階
(田園都市線 青葉台駅 徒歩２分)

電話番号、FAX は変更ありません。

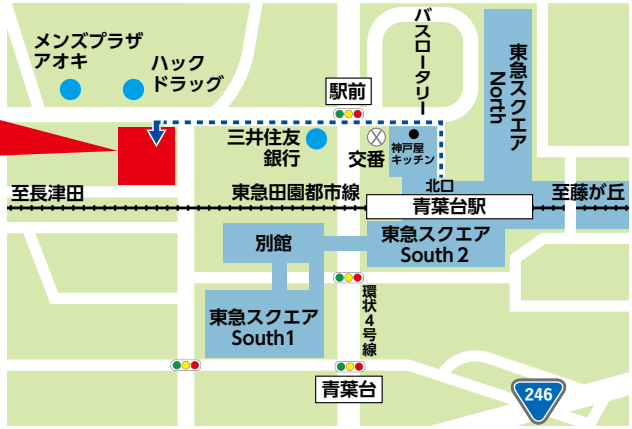

会員専用（無料）の駐車場・駐輪場は、ご用意がございません。
※車・バイクなどでお越しの方：
　近隣コインパーキング、駐輪場をご利用ください。

パーキングマップ▶

今後とも、より良いサービスの維持向上に努めてまいります。何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

退去・移転についての問い合わせ先　045-989-5011

新年のご挨拶

謹んで新年のお慶びを申し上げます

旧年中は税務行政に対し深いご理解と
多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます
本年もどうぞよろしくお願い申し上げます
一般社団法人みどり青色申告会の皆様方にとって
飛躍の年となりますよう心よりお祈り申し上げます

緑税務署
署長　尾﨑　達也

謹んで新春のお慶びを申し上げます

旧年中は、本会の運営にご理解とご協力を賜り
心より感謝申し上げます
基礎控除の改正もございますが
皆様が安心して確定申告に臨めるよう努めてまいります
耐震上の問題により本年5月に移転いたしますが
変わらぬご支援をお願い申し上げます
皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます

一般社団法人 みどり青色申告会
会長　津本　晃

令和７年度 納税表彰受彰報告

令和7年11月6日(木)
東京国税局長納税表彰式(浜離宮朝日ホール)
【 東京国税局長表彰 】
大西　英二 氏(副会長)

令和7年11月12日(水)　横浜市納税功労表彰式(横浜市役所)
【 横浜市納税奨励表彰 】
津本　晃 氏(会長)

令和7年11月13日(木)　納税表彰式(メロンディアあざみ野)
【 緑税務署長表彰 】
田中　宏佳 氏(副会長)　萩原　ふじ 氏(監事)
【 緑税務署長感謝状 】
大山　博史 氏(副会長)　杉村　昇 氏(前副会長)
【 一般社団法人みどり青色申告会会長表彰 】
大山　博史 氏(副会長)　藤田　祐司 氏(理事)
尾﨑　奈緒子 氏(事務局次長・理事)
【 神奈川県緑県税事務所長納税功労表彰 】
大西　英二 氏(副会長)

令和7年11月17日(月)　青葉区納税奨励表彰式(区長室)
【 青葉区納税奨励表彰 】
田村　昭 氏(副会長)

年会費の改定について

会報(8月号･11月号)やはがき等にてご案内しておりますとおり、第13回定時総会(令和7年6月12日開催)において会費額等の改定が承認されました。

実施時期　**令和8年(2026年)4月分以降より適用**
改定内容　**会費額(年額)20,000円 → 30,000円**

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

会費額の改定について▶

重要 会計ソフトをご利用の皆様へ：更新と来所時のご注意

1. 会計ソフト「ブルーリターン A」をご利用の方

2026 バージョンアップ版を必ずインストールしてください

法令改正に対応するため、最新版への更新が必須です。バージョンアップを行っても、過去のデータが消えることはありません（引き続き 2025 年分の操作が可能です）。

インターネット環境でご利用の方（推奨）

インターネットを介した「自動ダウンロード方式」となります。
公開時期：１月６日午後

インターネット未接続でご利用の方

CD が送付されます。ご自身でインストールをお願いいたします（インストールのサポートは対応いたしかねます）。
送付時期：１月中旬～下旬頃

来所時のご注意　入力済データは必ず USB メモリ等にバックアップを取りご持参ください。

2.「ジョブカン Desktop 青色申告」をご利用の方

バージョンアップについて

インストール型のソフトであるため、法令改正に合わせたバージョンアップが必要です。

- プログラムはインターネットを通じて提供され、自動的にバージョンアップされます。
- 更新時期：１月下旬頃

来所時のご注意　必ず事前にデータをサーバーへアップロードしてからご来所ください。

3.「ジョブカン青色申告（クラウド）」をご利用の方

対応について

クラウドサービスのため、常に最新の法令改正や申告様式（1 月下旬からアクセス可）に対応しています。

- ログインすれば自動的に最新環境で利用できるため、お客様側での更新作業は特に不要です。

スムーズな申告・相談のため、皆様のご協力をお願い申し上げます。
尚、パソコンの持ち込みは不可となっております。

ご相談にあたっての注意事項

土地・建物や先物取引、FX、暗号資産、特定口座以外の株式の売却などの申告がある方は、申告会でご相談を承ることはできません。事務所にて事業所得、不動産所得などの青色申告決算書や確定申告書（第一表、二表）をご準備の上、A、B のいずれかにてご相談ください。

A. 税務署へ相談
（税務署の確定申告会場の開設期間などの案内はP.9をご参照ください。）

詳しくはこちらのQRコードをご覧ください。

B. 税理士へ相談
（有料 申告会より会員の税理士をご紹介いたします。）

予約制 4月以降の記帳相談予約について

予約受付

WEB（PC、スマホ、タブレット）

令和8年3月2日（月）午前9時～

※4月以降は利用する日の2ヶ月前の日から予約できます。
※税理士による税務相談、不動産に関する相談（詳細はP.10）についてもWEB予約できます。
※ご予約には会員番号、パスワードが必要です。

電話・来所

令和8年3月18日（水）午前9時～

※所得税の確定申告期間終了後より承ります。ご理解をお願い致します。

予約TEL：050-3719-5607
午前9時～午後5時

5月12日（火）以降は新事務所（青葉台）です。ご注意下さい。

令和７年分 所得税・消費税確定申告相談会(完全予約制)

● 相談日程表・提出期限

□ 所得税確定申告相談会　提出期限:令和8年 3 月16日(月)
□ 消費税確定申告相談会　提出期限:令和8年 3 月31日(火)

所得税、消費税ともに提出期限(最終日)の受付は午前中まで

令和8年１月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5 業務開始	6	7	8 年末調整相談会 決算相談会	9	10
11	12	13 年末調整相談会 決算相談会	14	15	16	17
18	19	20	21 決算相談会	22	23	24
25	26 所得税 予約相談開始	27	28	29	30	31

2			
日	月	火	水
1	2	3	4
8	9	10	11
15	16	17	18
22	23	24	25

※2/28以降は、所得税・消費税とも
e-Taxをご希望の場合には、マイ

※「会計ソフトジョブカン」「青色申告会の記帳代行」利用者は
システム対応の整う2月以降の日程でご検討ください。

● 開始時間（所得税）

①9:00　②9:50　③10:40　④11:30　⑤12:20
⑥13:10　⑦14:00　⑧14:50　⑨15:40

※開始時間の5～10分前にご来所ください。(朝の開門は 10 分前)
※④～⑥は交代制による昼休みのため、予約枠数が少なくなります。

ご相談時間は、おひとりさま　最大 45 分間となります。

● 予約受付・変更

①WEB、来所

当会ホームページに予約サイトを公開中

※受付:前日の正午まで　変更・キャンセル:原則予約日の2営業日前まで
それ以降はお電話にて承ります。

スマホ、タブレット
はこちら

②電　話

予約受付・変更　専用電話　※平日　午前９時～午後5時

050-3719-5607

→メモ
（予約の際にご記入ください）

予 約 日	時　間
月　　日(　　)	時　　分～

(一社)みどり青色申告会
045- 989 -5011
予約 TEL 050-3719-5607
平日　午前９時～午後５時

月

	木	金	土
	5	6	7
	12	13	14 午前のみ
	19	20	21 午前のみ
	26	27 代理送信受付終了	28 午前のみ

に代理送信の受付はできません。
ナンバーカードをご用意ください。

３月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7 午前のみ
8	9	10	11	12	13	14
15	16 所得税最終 午前のみ	17 特別休暇	18 消費税予約相談開始	19	20	21 午前のみ
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31 消費税最終 午前のみ				

有料１回 2,000 円加算 3/16 まで

※期間外対応(期間後申告)　5,000円

● ご予約に際しての注意事項

☑ **有料料金について**

所得税	①【臨時徴収金】※令和7年度まで	初回のみ	1,000 円
	②【期間中の再予約】	2 回目	2,000 円
		3 回目以降	5,000 円
	③【3 月 10 日～ 16 日（期限間際）の相談】※①、②に加算		
		1 回	2,000 円
消費税	【初回のみ】	一般課税	4,000 円
		簡易課税・2 割特例	2,000 円
	【期間中の再予約】	2 回目以降	2,000 円

☑ ご相談は、所得税・消費税それぞれ１回で完了できるようご準備ください。（相談時間の延長はできかねます。）

☑ 消費税課税事業者の方は、消費税確定申告相談会も同時にご予約ください。
期間：3月 18 日（水）～3月 31 日（火）（簡易課税・2割特例　25 分間、一般課税　50 分間）
インボイス登録をされている方は、消費税確定申告が必要です。簡易課税・2 割特例に対応した記帳等が完成している場合に限り、時間内で所得税と同時の確定申告を承ることがございます。

☑ 準会員（ご家族等）のご相談がある方
準会員はご予約いただけませんので、原則、正会員とは別日でのご案内となります。

☑ 変更、キャンセルは必ずご連絡ください。（原則：予約日の2営業日前まで）

☑ 担当者の指名には応じかねます。

☑ スペースの都合上、ご来所は必要最小限の人数でお願い致します。

決算書作成で注意したい チェックポイント！

☑チェックして申告当日に持参しよう！

事業所得編

チェック	売上（収入）金額
	●**未収入の売上（売掛）の計上漏れはありませんか？** ➡実際に代金を受け取っていなくても、年内に金額の確定したものは売上とします。
	●**飲食業や小売業などで商品を扱っている方は、家事（事業）消費を計上していますか？** ➡仕入れた商品・材料を家事（事業）で消費したときには売上金額（自家消費）に加算します。（通常販売価格の70％又は仕入金額のいずれか多い額）
	●**所得税が源泉徴収される売上を手取り額で計上していませんか？** ➡所得税が源泉徴収される前の金額によって計算し、源泉所得税は確定申告で精算します。
	●**売上先ごとに売上（収入）金額の集計を行いましたか？** ➡決算書に「売上（収入）金額の明細」欄がございます。金額の大きい所から、「売上先名・所在地・インボイス登録番号（法人番号）・売上（収入）金額」を記載します。

チェック	仕入金額
	●**未払いの仕入（買掛）の計上漏れはありませんか？** ➡売上と同様に納品を受けているものは、代金が未払いでも仕入金額に加算します。
	●**仕入先ごとに仕入金額の集計を行いましたか？** ➡決算書に「仕入金額の明細」欄がございます。金額の大きい所から、「仕入先名・所在地・インボイス登録番号（法人番号）・仕入金額」を記載します。
	●**年末の棚卸は行いましたか？** ➡年末（インボイスを登録した方は登録の前日と年末）に商品・材料ごとに棚卸を行い、棚卸表を作成します。消費税課税事業者の方は税区分も分けましょう。数量と最終仕入原価を掛け合わせて計算した金額は、売上原価から除きます。

チェック	必要経費
	●**家事上の費用（所得税、住民税、健康保険料、罰科金など）を経費にしていませんか？** ➡必要経費になりません。ただし、税金のうち、個人事業税や消費税（税込経理の場合）は経費となります。
	●**家事関連費（水道光熱費、地代家賃、通信費、車両関係費等）が全額経費となっていませんか?** ➡全額を経費に含めている場合には、家事使用分を按分するなどして経費から除きます。
	●**車などのローンの返済額が計上されていませんか？** ➡元本部分は経費に計上できません。取得価額により減価償却費の計算を行います。
	●**減価償却の計算は正しくされていますか？** ➡10万円以上の備品や機械などは、減価償却費の計算が必要です。
	●**専従者給与は適正ですか？** ➡専ら事業に従事していること、届出額の範囲内で、従事内容や他の使用人の給与などから見て妥当な額を実際に支払っていることが要件です。

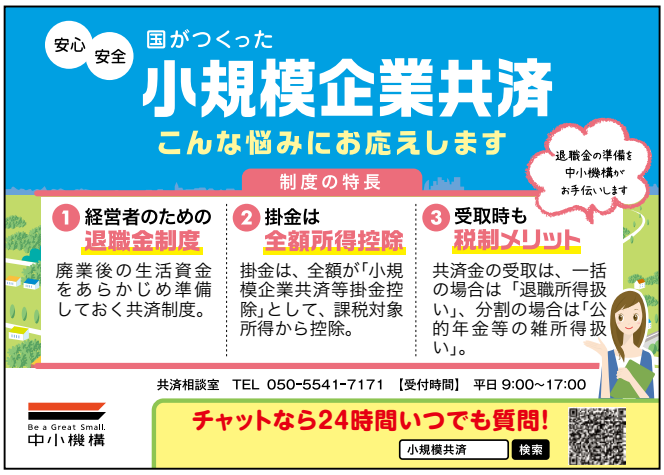

チェックして申告当日に持参しよう！

不動産所得編

チェック	賃貸料
	●**契約等で年内に受け取ることになっている未収家賃の計上漏れはありませんか？** ➡実際に代金を受け取っていなくても、その年の賃貸料に計上します。
	●**預り敷金のうち､入居者退去などに合わせて返還不要となった部分の計上漏れはありませんか?** ➡収入金額のうち、その他収入に計上します。
	●**自販機設置の手数料収入、電柱の土地賃貸料などはありませんか？** ➡建物の賃貸でなくとも、不動産の収入として考えます。 売電収入があった場合も収入に計上します。（貸付部分以外は申告書の雑所得へ計上）

チェック	必要経費
	●**貸付部分以外（ご自宅など）の固定資産税や修繕費用が計上されていませんか？** ➡家事使用分を按分するなどして、ご自宅部分などは経費から除きます。
	●**修繕費のうち、20万円以上の支出はありませんか？** ➡資産価値を高める改修工事等として、減価償却費の計算が必要な場合があります。 詳細は事務局までご相談ください。
	●**火災（地震）保険料のうち保険期間10年（５年）などの、保険料はありませんか？** ➡保険期間が１年契約でないものは、月割計算を行います。
	●**借入金利子は適正ですか？** ➡元本の返済額は経費にできません。貸付割合分の利子のみ計上します。 また、損失がある場合、損失の金額に土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する部分がある場合、その部分は不動産所得以外の所得との損益通算はできません。
	●**事業的規模（５棟10室以上）がないのに専従者給与を計上していませんか？** ➡他に事業所得がなく、事業的規模がない場合には専従者給与は計上できません。

会計ソフトでの日々の記帳から決算書作成前の自己点検手順

ブルーリターン A　ジョブカン Desktop 青色申告　ジョブカン青色申告（クラウド）

Aflac アフラック
<一般社団法人みどり青色申告会担当>
がん･医療福利厚生制度　募集代理店
株式会社　マイペース
お問い合わせはこちらから! →
０１２０－７８８－７６６
〒226－0011　横浜市緑区中山１－27－６ シロタ中山ビル２Ｆ
TEL ０４５－９３８－６０７０　FAX ０４５－９３８－６０７２
URL https://mypace.co.jp/　E-mail sales@mypace.co.jp

㈱全国儀式サービス
３つの終活サービス
24時間365日
電話１本 相談無料
①「葬儀支援サービス」
万一の際に、全国共通の葬儀基本セットを安価で提供。
0120-421-493　詳しくは▶
②「家族のための生前整理・遺品整理」
ご家族に代わって、お部屋の片付けのお手伝い。
0120-204-122　詳しくは▶
③「家族のための相続手続」(NCPグループ)
不動産・預貯金などの名義変更はお任せください！
0120-204-122　詳しくは▶

令和7年分確定申告の際に持参するもの

収入に関する証明書

源泉徴収票（公的年金など含む）支払調書

令和８年１月末頃までに支払い元の事業者、日本年金機構、生命保険会社等から送付されます。

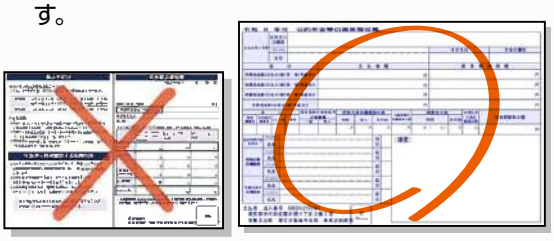

公的年金は改定や振込通知書との取り違えにご注意下さい。

控除に関する証明書

医療費の明細書※又は通知書

領収書から明細書を作成し添付します。「医療を受けた方の氏名」、「病院、薬局などの支払先の名称」毎に合計して記入できます。

（※）当会HPにダウンロードリンクを用意しています。

国民健康保険の通知ハガキ

令和８年１月末頃に区役所より送付されます。

令和７年中の支払額が不明の場合には、事前に区役所へお問い合わせ下さい。

国民年金（年金基金）保険料控除証明書

令和７年11月上旬に日本年金機構より送付されます。**添付が義務となっていますので、ハガキが見当たらない場合には日本年金機構へご請求ください。**または、登録するとマイナポータルに通知書が電子データで届きますので、印刷してご持参ください。

小規模企業共済掛金控除証明書

中小機構より令和７年11月中旬にハガキが送付されます。（10月から12月にご加入の場合は、2月中旬に送付されます。）

生命・地震保険料控除証明書

保険会社より送付されます。

配偶者・扶養者の源泉徴収票など

配偶者（特別）控除、扶養控除等の適用にあたり、所得が分かる書類をご持参ください。

株式等の譲渡所得等の計算明細書/寄付金税額控除の計算明細書

令和７年の申告で必要な人は必要事項を記入の上、ご持参下さい。

その他必要な物

専従者・扶養親族のマイナンバー、通帳・借入入金残高明細、課税取引金額計算表（手書帳簿の方）、寄附金控除証明書、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（又は調書）など

その他

マイナンバーカード

e-Taxで申告をする方（代理送信する方は除く）は、スマホ搭載タイプではなくカードタイプのものをお持ち下さい。

電子証明書の有効期限（５年間）と、交付の際にご自身で設定したパスワード「①数字４桁」「②英数字６桁以上」の2種類をご確認ください。

確定申告のお知らせハガキ又は納付書同封お知らせ通知書

令和８年１月下旬に送付された場合は、忘れずにご持参ください。

※税務署から送付された書類は全てお持ちください。

届いた方のみ

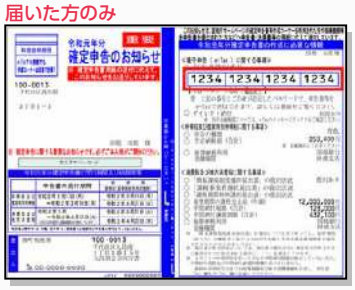

令和５、６年分（2ヶ年分）の所得税及び消費税の申告書、決算書

確定申告書（控）・決算書（控）、白色申告の人は収支内訳書（控）

来場の前に必ずご確認ください

緑税務署からのお知らせ

1 確定申告会場の開設について

開設期間	令和８年２月16日(月) ～３月16日(月) ※土、日及び祝日を除きます。	令和８年３月１日(日) ※緑税務署では相談は行っておりません。
会　場	緑税務署	日石横浜ビル　１階日石横浜ホール ※駐車場・駐輪場はありません。
所在地	横浜市青葉区市ケ尾町22-３	横浜市中区桜木町１-１-８
時　間	受付　午前８時30分～午後４時まで 相談　午前９時15分～午後５時まで	

○会場ではスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます。
○会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。当日、会場でも入場整理券を配付しておりますが、長時間お待ちいただく場合があります。
○１月から４月中旬まで緑税務署の駐車場は使用できません。

オンライン事前予約はLINEから▼

2 令和８年１月５日(月)～２月13日(金)に緑税務署で相談を希望される方は、オンライン事前予約が必要です。当日入場整理券の配付はありませんのでご注意ください。

3 確定申告会場における閉庁日対応は、令和７年分確定申告期をもって終了し、令和８年分以降の確定申告期においては実施しない予定です。

問合せ先▷緑税務署　〒225-8550 横浜市青葉区市ケ尾町 22-3　電話 045-972-7771(代表)

各おまつりに出店！

11月に３区のおまつり(中山まつり、青葉区民まつり、都筑区民まつり)とJA横浜まつりに出店、子供向けゲームや申告会、税情報の広報活動を行いました。

活動は会員有志によるものです。来年以降、ご協力いただける方は事務局までご連絡ください。

中学生の「税についての作文」

(一社)みどり青色申告会　会長賞

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁の共催の募集により、緑税務署管内の中学校から多数の応募がありました。

当会では、12月17日に横浜市立茅ケ崎中学校の疋田穣(ひきだじょう)さんの作文『「いつもと同じ」風景』を表彰致しました。

おめでとうございます。

会員親睦日帰りバス研修旅行のご報告

10月18日(土)、38名で千葉旅行に行ってきました。成田山新勝寺を参拝した後、成田山表参道から少し離れた場所に佇む「川豊別館」でランチを楽しみ、午後は千葉県香取市佐原の「道の駅・水の郷さわら」「小江戸・佐原」でお買い物と散策をしました。

天候は見事な秋晴れで、大変気持ちの良い旅行となりました。

衆議院議員　みたに英弘氏へ 令和８年度税制改正に関する陳情を行いました。

個人事業主を取り巻く税制や納税・事業環境について、(一社)全国青色申告会総連合で取りまとめ審議した意見を12月７日(日)に地元地区の国会議員へ要望、意見しました。

要望意見(PDF)

こんな時には事務局までご連絡下さい

お早めに！

転居　廃業　退会　災害　死亡

正会員が火災や水害により被害を被った場合、又正会員が亡くなった場合は、規程に従い、共済金を給付します。

会員特典 専門家による無料個別相談

※お申し込み、お問い合わせは事務局（TEL:050-3719-5607）まで。

税理士による税務相談　予約制（WEB予約可）

会場　青色申告会事務所　相談時間：50分

4月16日(木)、5月26日(火)、6月17日(水)、7月17日(金)

9:30～、10:30～、11:30～　※60日前受付開始

日々の記帳以外の土地・建物等の譲渡、相続や贈与、法人成、住宅借入金等特別控除（初年）等のご相談をお受けしております。

協力：東京地方税理士会緑支部

不動産に関する相談

会場　青色申告会事務所　相談時間：50分

①自宅・事業所・賃貸物件の管理・売却、修繕・リフォーム、新築・建て替えなどの相談　予約制（WEB予約可）

4月9日(木)、5月21日(木)、6月11日(木)

14:00 ～、15:00 ～　※60日前受付開始

青色家づくりサポート　協力：パナソニックホームズ

②空室、建物改善、滞納等の賃貸経営の問題、相続、土地活用などの相談　随時お申込制

協力：株式会社 市萬

社会保険労務士相談　随時お申込制

労働契約や労務関係、雇用関係の助成金のご相談など、幅広く承ります。

相談時間：30分間（初回無料）

※お申込み後、相談員からの連絡で日時と場所の調整をいただきます。
※源泉所得税のご相談は「税理士による税務相談」をご利用ください。

小林社労士
（当会顧問）

弁護士相談　随時お申込制

取引・代金トラブル、相続、交通事故、不動産関係のご相談など、幅広く承ります。

相談時間：30分間（初回無料）

※お申込み後、相談員からの連絡で日時と場所の調整をいただきます。
※相続税のご相談は「税理士による税務相談」をご利用ください。

波戸岡弁護士
（当会顧問、青年部員）

※感染症や悪天候などのやむを得ない事情により、**急遽中止**や**電話対応**となる場合があります。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ご報告

◎令和７年度　理事会（第３回）

日　時：令和７年11月26日（水）午後6時30 分～
場　所：青葉区区民交流センター（田奈）
　　第2・3会議室
出　席：理事20名、監事3名
議　題：
報告事項　1．納税表彰受彰者報告
　　2．職務の執行状況報告
　　3．入会金免除について
　　4．ブロック・委員会・部会・支部からの報告
協議事項（継続）
審議事項　1．令和７年度中間収支報告・監査報告
　　2．事務所移転について
　　3．役員規程の変更について
　　（会長選考特別委員会に関する変更）
　　4．税理士会員の区分変更および会費額について
その他
審議事項は採決により承認されました。

車で事務所に来所される方へ

当会の駐車場は、高架下の６台のみです。
近隣からの苦情がでております。
絶対に路上駐車しないでください

今後の予定

令和８年
1月　4日（日）迄　年始休暇のため閉所
　　10日（土）　土曜日相談会
　　15日（木）　午後 職員研修のため閉所
　　20日（火）　源泉所得税納付の期限（7～12月分）
2月　2日（月）　給与支払報告書提出締切
3月16日（月）　所得税の確定申告書提出、納付期限
　　17日（火）　特別休暇のため閉所
　　31日（火）　消費税の確定申告書提出、納付期限
4月　11日（土）　土曜日相談会
　　16日（木）　午後 職員会議のため閉所
　　23日（木）　所得税口座振替日（振替納税の方）
　　27日（月）　年会費引落日
　　30日（木）　消費税口座振替日（振替納税の方）
　　30日（木）　現事務所（田奈）での業務終了
5月　1日（金）～11日（月）事務所移転作業のため閉所
　　12日（火）　新事務所（青葉台）での業務開始
　　23日（土）　土曜日相談会
　　29日（金）　第14回定時総会のため閉所

編・集・後・記

明けましておめでとうございます。
今年は4月からの年会費改定、また、急遽になりますが、5月予定の事務所移転と会員の皆様に直接影響する大きな出来事があります。新年号編集にあたり、これらの背景、緊急性を載せました。ご理解戴ければ幸いですが、疑問、質問がございましたら、事務局までご連絡お願い致します。

広報委員長　大塚